裕弁護士からは柏崎刈羽原発と地域の経済的依存性について、それぞれご報告いただきました。その後、会場の出席者を交えたディスカッションが行われ、脱原発に向けた世論動向、原発依存経済からの脱却、再生可能エネルギーの可能性、さらには地域住民がエネルギーとして何を選択するのか、その権利と手段の獲得というエネルギー自治について活発な議論が行われました。

次回の例会は、2012年６月９日、10日に、札幌で開催されます。

なお、この度の震災に関し、全国市民オンブズマン連絡会議から北東ネットに追加の義捐金をいただきました。関係各位に厚く御礼申し上げる次第です。

第18回 全国市民オンブズマン大会報告

仙台市民オンブズマン
弁　護　士　**木　山　　悠**

９月３日、４日の両日、長野県松本市にて、第18回全国市民オンブズマン大会「震災・復興と市民オンブズマン」が開催され、仙台市民オンブズマンメンバー９名が参加しました。

全体報告では、福島第１原子力発電所の事故を受けて、自治体電力購入状況の調査報告がなされ、脱原発を目指すためには、自治体レベルでの、エネルギー利用への選択権を生かすことが必要であることが指摘されました。

記念講演では、ドイツの脱原発に至る過程において多くの地方自治体で自治体が再生エネルギー利用を促進し、市民運動と一緒になって脱原発の実現を後押しをしたことが、千葉恒久弁護士より報告され、続くディスカッションでは、福島第１原発事故を受けて、国・自治体への情報公開、全国各地で裁判などを通じて脱原発を目指す方向性が確認されました。

さらに、被災地宮城からの震災に関する報告として、仙台市民オンブズマン吉田大輔弁護士より、宮城県復興計画の問題点として、①財界主導であり被災者の声が生かされていない、②仮設住宅発注において発注元により金額に大きな差があり調査が必要であること、③宮城県下のがれき処理契約が適切に行われたかについて調査の必要性があることなどを指摘しました。

また、各地報告の一環として、仙台市民オンブズマンのメンバー河村直人氏より、議会ウォッチャーの活動報告があり、仙台市議会議員を「ウォッチ」した結果、ベテラン議員ほど、居眠りや私語が目立つことが報告され、採点結果が選挙での当落に影響することを目指すとの目標が示されました。

締めくくりに、大会宣言として、被災者の立場に立った復興事業や、再生エネルギー活用のための情報公開の活用など、７点が確認されました。

松本大会の様子は、仙台市民オンブズマンのホームページに詳細を掲載しておりますので、そちらもあわせてご覧下さい。

直轄負担金問題は最高裁に

仙台市民オンブズマン
弁 護 士 松 澤 陽 明

直轄負担金訴訟は、仙台市と宮城県が平成20年度に国に払った負担金の中に支払義務がない用地取得費が含まれていたので、その部分の返還を求めているものです。

道路改築や河川改修を国が直轄事業として行う場合、その経費の一部を受益者となる地方自治体に負担させることが道路法等で定められています。この負担金の範囲に国の行政組織の庁舎用地取得費も含まれるのかがこの訴訟の争点です。

事業実施の費用は、通常「工事費」と「事務費」に分類され補助金等の対象となります。「事務費」には行政機関の庁舎取得費や営繕費は含まれませんし、「工事費」には工事現場の仮設事務所の建設費や借料は含まれても、恒常的機関である仙台河川国道事務所の庁舎用地取得費は含まれません。

誰が考えてもわかる簡単な理屈ですが、今年９月８日と14日に、仙台高裁は、仙台市分も宮城県分も「法律にはっきりダメと書いていないので負担金の範囲に含まれる」と行政が行ってきたことを追認して請求を退けました。宮城県分についての高裁判決には明らかな法律の誤解もあり、法律や記録の検討すら不十分だったのではないかと思われます。

裁判官が行政運営や財政に疎いことでは、行政に対する法的コントロールができなくなってしまいますから、最高裁に対し上告受理申立てを行いました。

国は、平成21年度から庁舎取得や営繕費用は負担金として請求していません。平成22年に道路法等が一部改正されましたが、負担金の範囲について「はっきりダメと書いていない」ことに変わりはありません。行政は請求を止めたのに、裁判所は「止める必要はない」というのでしょうか。裁判所が行政より遅れた判断をするようでは、法の番人の役割は果たせません。最高裁の判断に注目しましょう。

2008年度（平成20年度）仙台市議会政務調査費返還訴訟報告

仙台市民オンブズマン副代表
弁 護 士 十 河 弘

2010年６月25日に提起したこの訴訟は、市議会各会派が訴訟に参加して一応の反論を展開しており、現在議論の応酬が続いています。大きな論点は、①出張費の実費原則のあり方、②多面的な活動の場合の按分の要否です。

①については、出張視察をした際に議員は実費を超える「定額」の交通費・宿泊費を受領していますが、これを許すかどうかという問題です。オンブズマンは旅行会社に発注して費用を払った場合は、払った実費のみを政務調査費から支払うべきで、多めの「定額」は許されないと主張しています。これに伴い、各会派に実費を明らかにする旅行会社からの領収書等を提出するよう求めていますが、今のところ、各会派はこれを拒否しています。領収書等を開示させることが現時点の重要課題です。

②については、特定の活動が政務調査活動、議員活動、政治活動等の多面性を持つ場合に費用の２分の１等の按分額のみを政務調査費から支払うべきだという問題です。例えば、ホームページを開設したり、事務機器・書籍等を購入したりした場合、それらは政務調査活動だけに役立つものではなく、他の活動にも役立ちます。また、事務機器や書籍等の物品は議員を辞めた後でも返品の必要はなく、議員個人の私物と化します。そうだとすれば、原則２分の１の按分額のみを補填すべきです。市議会内部のマニュアルでも２分の１基準は明記されています。

現在、これらの２点に力を入れた準備書面を作成中です。

次回裁判期日は2012年１月30日午後１時10分となっています。

「仙台市民オンブズマン」の活動

2011.6.17 ～ 2011.12.15

2011

6．17　北・東ネット仙台例会打ち合せ
〃　**オンブズマン６月例会**
23　政務調査費（市）公判
27　行政委員（市）公判
30　北・東ネット仙台例会打ち合せ

7．1　国直轄事業（市）公判
２～３　北・東ネット仙台例会
10　全国幹事会
11　タイアップ役員会
12　国直轄事業（県）公判
〃　タイアップ会計監査
15　オンブズマン、タイアップ総会・懇親会

８．２　タイアップ例会
4　政務調査費（市）打ち合せ
17　仮設住宅検討会
18　政務調査費（市）公判
19　タイアップ役員会
25　オンブズマン８月例会

９．３～４　オンブズマン全国大会（信州・松本）
6　行政委員（県）公判
〃　オンブズマン支援企画打ち合せ
８　国直轄事業（県）高裁判決、記者会見
12　政務調査費（市）打ち合せ
13　仮設住宅検討会
14　国直轄事業（市）高裁判決、記者会見
15　行政委員（市）判決、記者会見
〃　**オンブズマン９月例会**
20　行政委員報酬訴訟の件で仙台市議会議長へ申し入れ

10．3　行政委員（県）打ち合せ
４　タイアップ例会
7　仮設住宅現地調査
12　がれき処理関係文書開示
〃　仮設住宅検討会
21　オンブズマン10月例会
24　政務調査費（市）公判
25　がれき処理関係文書開示
31　仮設住宅関係文書開示

11．1　オンブズマン支援企画実行委員会
２　仙台空港鉄道資産買取問題住民監査請求
〃　行政委員（県）打ち合せ
４　「竜の眼」No21発行
10　仮設住宅関係文書開示
11　行政委員（県）打ち合せ
15　行政委員（市）公判
〃　政務調査費（市）打ち合せ
18　オンブズマン支援企画Vol.13

21　仮設住宅打ち合せ
22　がれき処理問題検討会
〃　**オンブズマン11月例会**
30　原発問題学習会

〃　会報「オンブズマン」35号打ち合せ
12．６　タイアップ例会
8　会報「オンブズマン」35号打ち合せ
10 ～ 11　北・東ネット盛岡例会
15　オンブズマン12月例会、忘年会
〃　**会報「オンブズマン」No35発行**

回文コーナー　★★★★

回文士　法曹爽歩（ほうそうそうほ）

AkB48の「風は吹いている」がいいというので聴いてみました。たしかにいい曲です。それに触発されて短歌回文を二首作りました。陸奥みちのくの無数のアダムとイブらよ。一見無駄に見えることでもできることから始めよう。それでも未来に向かって風は吹いている。それでも未来に愛は続いている。未来を信じて、世界を信じて、少しずつでも前に進もう。

○無駄集む（むだあつむ）　今日も追風（きょうもおいかぜ）　悔いず行く（くいずいく）　世界想う（せかいおもう）
善き陸奥（よきむつ）アダム○

○四里四海（しりしかい）　大概風（たいがいかぜ）は　吹いていて（ふいていて）　イブは世界が（いぶはせかいが）
偉大か知りし（いだいかしりし）○

仙台市民オンブズマン支援企画 vol.13　　2011.11.18　戦災復興記念館

深まる秋の一夜
落語と漫才で
安らぎのひとときを

オンブズマンに18万円贈呈

漫才・針金アートのおしどりさん

司会の吉田旺弘さん

川野目亭南天さんは東北弁で「火焔太鼓」

古典落語「強情灸」、新作落語「ぐつぐつ」と
2題を演じた三遊亭円丈さん

当日のアンケートより

- おでん（三遊亭円丈さん）が最高でした。これから応援します。きんちゃく姉さんになりたい。
- 私たちの変わりに代弁していただいて感謝しております。もっとオンブズマンの事、皆さんに理解していただくよう頑張って下さい。
- 仙台市監査委の過剰報酬等、グループに期待するところまだまだあります。大震災で大変な時期ですが、むしろこれによって、いよいよ必要性が高くなると思います。益々のご活躍を期待しております。
- 素敵な方々を招いて下さって本当にありがとうございました。とても楽しめました。マコケンさんの明るいシュールな舞台にたくさん笑い、南天さんのお国言葉のあたたかさに思わずほっとしました。
- 円丈さん、超おもしろかったです。ぐっつ、ぐっつ、ぐっつ!!　最高でした。
- タイアップの支援企画で、この位、人が多く集まったのは久しぶり（?）笑いはとってもいいです。南天さんの落語は仙台弁（?）でとっても親しみやすかった。おしどりさんのアコーディオンすばらしかったです。ケンちゃんの針金アートも楽しかった。円丈さんの体を張った落語楽しかったです。
- 震災後も行政の野放図なやり方は変わりません。市民をあげてたたかいましょう!
- 久しぶりに笑いました。ありがとう。
- 体に気をつけて頑張って下さい。
- これからも活動頑張って下さい。また来年来たいと思います。
- 多方面での活躍（特に不正な行政を追求）に声援を送ります。

タイアップ会長あいさつ

仙台市民オンブズマン・
タイアップグループ会長
山　田　忠　行

2011年11月18日におこなわれたオンブズマン支援企画は、タイアップ会員・オンブズマンのみなさんのご協力で無事成功裏に終えることができました。会計報告を同封しましたが、チケット販売枚数は278枚、当日入場者数は200人となり、昨年を若干下回ったものの支援金18万円をオンブズマンに渡すことができました。改めましてお力添えに御礼を申し上げます。

アンケートでも多くの方が支援企画を「よかった」と回答くださり、「久しぶりに大笑いすることができました」との声も聞かれました。

今年は申すまでもなく震災によって、形あるものばかりでなく、気持ちや心が折れた方もたくさんおられます。そうしたなか敢えてとりくんだ「支援企画」ですが、円丈師匠をはじめ出演者の方々に“笑い”という元気をいただき、主催者としても取り組んで良かったと安堵しています。とくに出演者のみなさんが客席を交えて一体となった舞台をつくられていたのが印象的でした。アンケートでも次回も落語や漫才をやって欲しいとの声が多く寄せられました。次回支援企画は来年の４月の例会で話し合いますので、ぜひ参加の上ご意見をお聞かせください。

また、新年１月21日にはオンブズマンとの合同新年会を開催いたします。お忙しくて例会に参加できない方、会費だけのお付き合いという方も、ぜひ来年こそは参加をお願いします。楽しい企画を準備してお待ち申し上げます。

また新年会でお会いいたしましょう。

【タイアップグループ例会のご案内】

タイアップグループは、偶数月の第1火曜日に例会をおこなっています。

その時々の「オンブズマン」活動の解説を聞いたり、懇親を深めたりとあっという間に時間が過ぎてしまいます。朝市ビル3階の事務局で18:30からです。どなたでも参加できますので、ぜひお誘いあわせてご参加ください。

来年前半の例会予定（偶数月の第1火曜日）は
4月3日、6月5日です（**2月6日はお休みです**）。

仙台市民オンブズマン
&タイアップグループ
合同新年会

2012年1月21日（土）18:00～
ホテル白萩
会費　5,000円
（飲み物等の差し入れお待ちしています）

※封筒の中に、新年会出欠のはがきが同封してありますので、ご記入の上投函ください。

会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい（振込用紙同封しました）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

納入先（会費）
七十七銀行本店（普通）　6530010
郵便局振込　02290－6－8050
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

仙台市民オンブズマン　タイアップグループ会則

（1）　加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
（2）　会　　費：年10,000円・賛助会員年3,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
（3）　活動内容：年２回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
（4）　総　　会：年１回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
（5）　役　　員：会　長　　１名、　副会長　　若干名
会　計　　１名、　会計監事　　２名
（6）　役 員 会：必要に応じて開催する。
（7）　事 務 局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
（8）　会計について：年会費のうち、30％についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。